

正倉院宝物残材調査報告

松島順正
木村法光

正倉院宝物は納庫以来千有余年の歳月を閲し、この間時には曝涼や開
検の事があったが、久しく唐櫃に納められたまま伝存されて来た。宝物
の整理や修理が行われたのは漸く元禄以降であって、元禄・天保両度の
開封には鳥毛屏風十数扇の修復、また天保時には穂井田忠友による正倉
院文書正集四十五巻の整理が行われたに過ぎない。明治の代となり、同
五年宝庫を開検せられるに及んで宝物整理の必要を痛感せられ、その後
正倉院古文書統修以下の整理、刀剣の研磨、二、三の樂器の修理などが
漸次行われるに至った。次いで同二十五年には宮内省に正倉院御物整理
掛を置き、同三十七年同掛が廃止されるまで、宝物全般にわたり本格的
な大修理が実施されたのである。正倉院宝物が今日完好な姿で見られる
のは実にこの修理の結果に外ならない。

翻って明治初年における宝物の現状を察するに、経年の久しきによ
り、あるいは大破損傷の甚しいものあり、あるいは朽壞してその形態す
ら窺うべくもなく、まことに憂慮すべき状態であった。このことは修理
前の記録や当時の模写図などによってそのおおよそを知ることができ、

また宝物箇々の修理の跡に徴しても明らかである。御物整理掛の修理は
このような状態にあった宝物を、詳細な調査と精密な考証の下に、それ
ぞれの部門の卓越せる技術者によって行われたものであって、その業績
は高く評価しなければならない。

しかしながら宝物の修理にあたり、すでにその剝落欠失した部分の復
原補作においては、その材質を考え、痕跡を尋ね、あるいはまた類似品
による類推等によって行うほかはない。従ってその補作が果たして当初
の形態や色調を完全に捉え得たであろうか。そこに多少の過誤や小異が
生ずるのもまた已むを得ないことと思われる。復原修補の困難さは今更
多言を要しないであらう。

宝庫にはなお多くの器物の残材は勿論、その雜塵までも遺存されてい
る。また十数櫃に納められていた古裂の断爛塵芥中に紛れて混在してい
た器物の残片も少なくない。この残材中には復原の見込がたなかった
もの、腐朽せるため除去した材などがあり、また残片中には宝物から欠
損離脱したもので、明治の修理に際して捕捉し得なかったものも多く含

まれている。

私達は去る昭和四十四年より四十五年にわたり、これらの残材零片について詳しく調査すると共に該当する宝物の欠損部分や剝離脱落したところを具さに照合した結果、その帰属の明白となったものが百余点に及んだ。これについては本紀要第二二号および第二三号正倉院年報中に概報したとおりである。その中で特にこれを復原すれば宝物当初の真の姿をうかがい得るもの十点ばかりを選んで

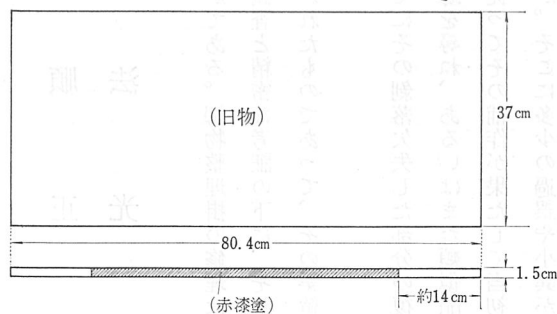
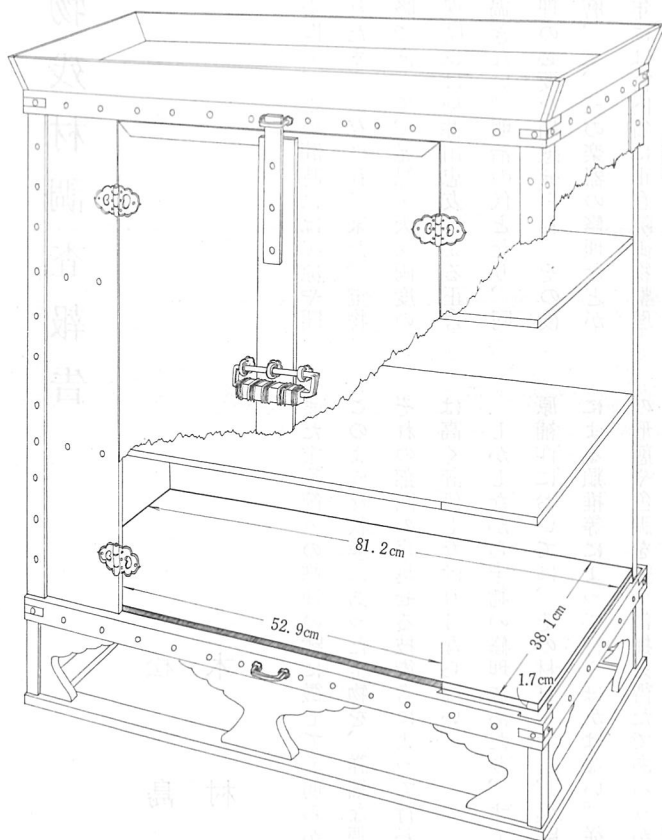
報告し研究の資料としたい。なお残材調査に際し新たに発見した木簡類四点を末尾に掲げた。

赤漆文櫨木厨子（挿図1）

献物帳によると、この厨子は天武・持統・文武・元正・聖武・孝謙天皇と歴代相伝のもので孝謙天皇に至って盧舎那仏に献ずとあり、また古様作と注する。

この厨子は早くから大破崩壊し、いわゆる残材として伝えられたと見え、明治五年の開検目録や同十六・七年頃に作成された正倉院御物目録（明治末年編纂の現行御物目録と区別して古御物目録という）には載っていない。後明治の御物整

挿図 1



理掛によって、残材を蒐集して修理復原されたのが現在の厨子である。御物目録に「厨子頭及床脚破壊、扉帖木闕今修補之」とあり、すなわち厨子冠木、床脚は修補、天井板・棚板・床板・扉帖木等は文櫨木を以て新たに補造したものである。

残材調査に際し中倉所屬第一二二号櫨雑材中にこの厨子の床板と思われるものを発見した。すなわち厚さ一・五厘の檜板で、豎横の寸法が厨

子の床板に合い、且つ前面は厨子正面扉の左右に嵌め込まれたる袖木(方立て)によりかくれる部分を除き赤漆を塗る。現在の床板は明治の修補により棚板と共に文櫨木を用いているが、もとは素朴な檜板であったことが知られるに至った(法量の誤差は埋木により生じたものである)。

呉竹鞘御杖刀(図版1~4)

御物目録に「鞘又失其下半今修補之」とあり、また明治の題箋に「呉竹鞘大破口蓋鞘尾樺纏悉欠失、今用新竹綴之推搥東大寺献物帳作口蓋尾端云々」とあり、鞘大破の状態を知ることができる。

中倉第七一号櫃に収納する雑材中に呉竹鞘中に装置していた身鞘(直接身を納れる入子鞘)が保存されている。この身鞘は鞘修理の際撤去した旧物で、栗様の堅木の円棒を二つに堅割りして内面に直刀形の刳形を作り、表面口縁付近には絹糸を幾重にも巻き、下方に麻布二片を張り全面に木綿を纏い漆を刷いてある。前記口蓋補修に伴ない新造の身鞘と取替えたもので、当時の鞘の一形式を知ることができる。

鳥毛篆書屏風(図版5・6)

この屏風は献物帳所載のもので現に北倉に伝存する。献物帳に「高五尺 広一尺八寸 紫綾縁 赤染木帖 黒漆釘 碧絶背 紅蕨縝絶接扇 楷布袋」と注記し当初の装幀を窺うことができる。しかるに、元禄・天保両度の修理により縁・帖・背・接扇等すべて改装され、縁には紫地唐花文錦の天平古裂を充用し、帖・背・釘は新補、接扇は相接する各扇縁上下二所に緒通しの孔を穿ち、座金を装しこれに紫組緒を通して各扇相

連結するようにしつらえている。楷布袋は残闕ながら伝えられている。

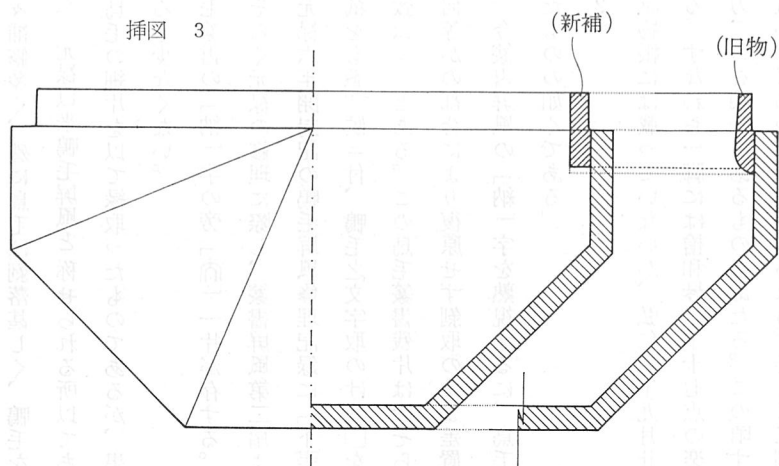
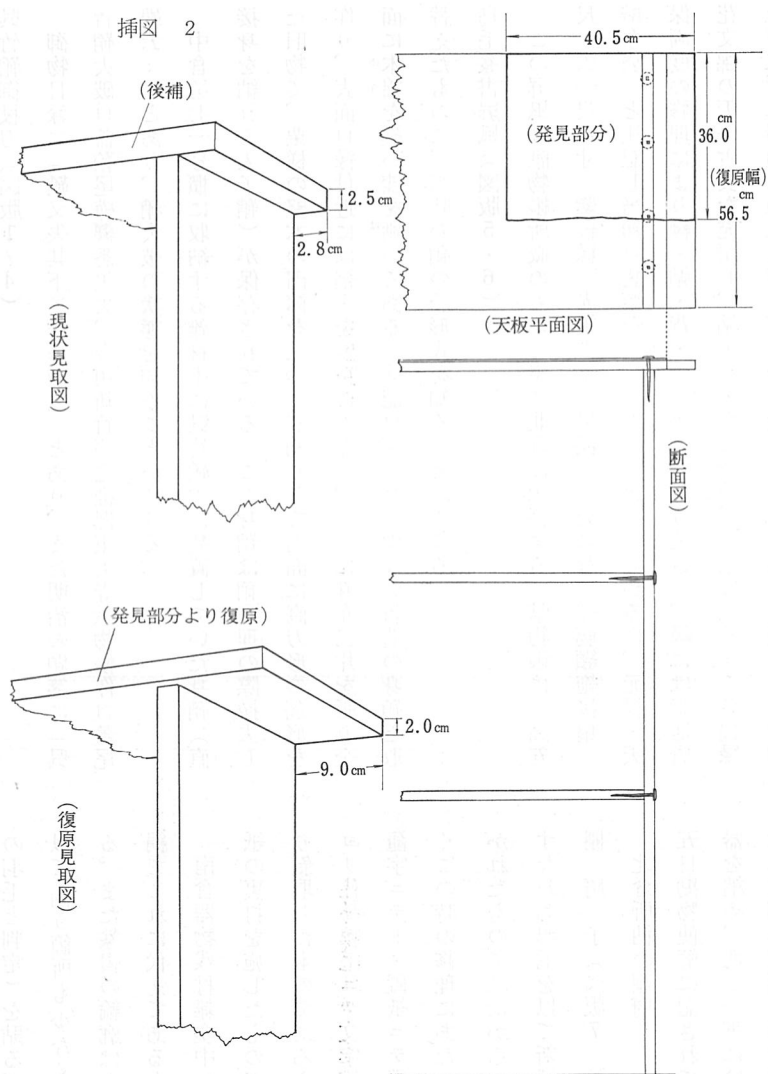
屏風の表面は紙本、各扇交互に緑青と褐色の吹絵で文様と楷書を白く抜き、緑青地の楷書には褐色、褐色地の楷書には緑青をそれぞれ吹絵風に点描している。篆書は鳥毛(材質調査により日本産のキジとヤマドリ)の羽毛と判定)を貼るが所々補修多く、殊に鳥毛は剝落甚しく、鴨毛を以て補う箇所も少なくない。元禄以来鴨毛屏風と称せられる所以である。また篆書の輪廓はもと鳥毛の細片を以て縁取ったものであるが、黒絹でこれに代えてあるところも少なくない。

南倉器物残材雑塵中に鳥毛篆書の「納」字の旁「ㇿ」一片が存する。紙の裏打を施したものでおそらく元禄の修理に際し、篆書屏風第二扇より剝取したものであらう。元禄六年開封記の鴨毛屏風修理記録に「下張りヨリ仕替鴨毛ニテ文字植候紙をも悉繕候ニ付、鴨毛之文字取のけ其□を籠字ニテトメ置紙ニテ裏打致云々」とある。この鳥毛篆書残片はおそらくこの時の修理にあたり、何等かの都合により復原せず剝取のまま差置かれたものではなからうか。今篆書屏風の「納」字を熟視するに、鳥毛すなわち鴨毛を以て新補したものの如くである。

棚厨子(図版7 挿図2)

北倉所納の棚厨子二脚は献物帳には載っていないが、弘仁二年九月廿五日勘物使用解に記されている。すなわち一脚には檜和琴以下十七点の楽器を納め、他の一脚には杖刀二口を納むとあるものにあたる。この頃すでに二脚の棚厨子が宝庫に置かれてあったことが知られる。そして二脚

とも檜材の素木製で、前者は天板と棚板はそれぞれ一枚の厚板の上面を縁を残して浅く刳り取り、おのおの前後各三ヶ所に方孔を穿って、それに三対の柱を貫き、棧木を両側と中央に通して板を支え、柱と棚板の交叉するところは円頭鉄釘を打ち付けている。後者は両側に各一枚の板を



立て、上に天板を載せ二段に棚板を張る。前者は檜和琴以下の楽器を安置し、後者は杖刀を納めた棚厨子であろう。後者すなわち杖刀を納めた棚厨子は天板が後補で、その裏面に「明治廿八年十一月以東大寺開山堂古材補之」と墨書してあって、明治の修理

に際し天板がすでに失われていたことが知られる。中倉第一・二号櫃所納の雜材中に、三所に釘孔を残す殘材一片を発見した。長四〇・五糎に切断、幅また一方欠損して三六糎の檜板の小片に過ぎないが、その材質や釘孔の位置間隔等より察して、この厨子の旧天板片隅の一部分であることが判明した。おそらくかつて本体より離脱し殘材として処理され、その大部分が切断何かの用に供せられた残りの小片であろう。この小片により天板左右軒先の出が現在補造のものより七糎余り多く、板厚もやや薄い。すなわち現在補造のものが出が僅かに二・八糎であるのに対して、もとは九糎余の出であったことが知られる。これにより復原すれば極めて調和のとれた本厨子の姿を窺うことができよう。

沈香末塗経筒（図版8・9 挿図3）

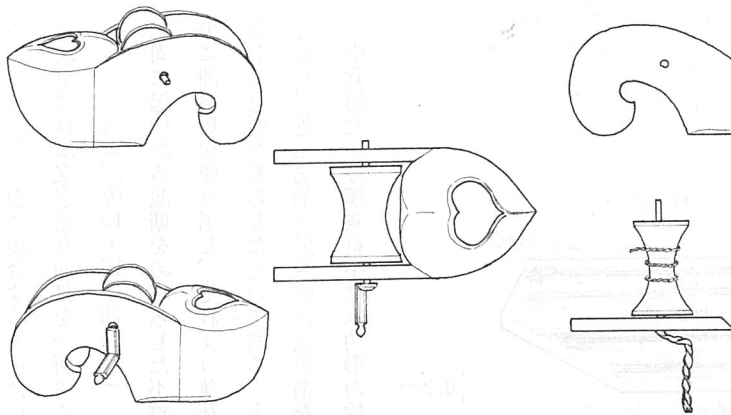
八角柱形で両端を鈍い八角錐に作る。縦に半分に割り蓋と身に分ける。表面は厚く沈香末を塗り、丁子と相思子を半ば埋めて文様をあらわす、防虫と文様を兼ねた意匠というべきであろう。

この経筒の立上りはすべて明治の新補であって、このような形式のものは正倉院の箱類には類似のものが少なく、本来の形式であるかどうか疑わしいという説もあるが、旧物の出現により古制を知ることができた。すなわち南倉器物殘材雜塵中に縹麻紙の覗が付着する長側二片、同南倉第二〇六号櫃中の箱及几殘材一裏に短側一片、古裂塵芥中より得た短側一片とを合し、本経筒の四辺の立上りが遺存することとなる。旧物は木製で内外面とも蘇芳で染め、内面にはさらに簡素な唐草文様を金泥

で描く。また縹麻紙の覗があったことも知られる。この経筒は今仮りに詩序の箱に充てられている。

紫檀銀絵小墨斗（図版10・12 挿図4）

御物目録に「破損今補之」とあって、側板の一方と糸巻車および把手は明治の新補にかかる。近時古裂塵芥整理中にこれら新補の部分に相当する旧物が発見された。す



挿図 4

（現状）

（旧物）

なわち紫檀銀絵の側板と鹿角製の糸巻車がそれである。新補の糸巻車は紫檀製となっているが、旧物は鹿角製で心棒と把手を形成する銀製の棒は、新補の八角形に対しこれは断面が方形の針金を振り螺旋状としたものである。そして糸巻車には絹糸の殘片が存し、絹糸には白色顔料（鉛白か）が付着している。

この小墨斗は従来筋付けの裁縫用具であろうといわれていたが、白色顔料付着

瑤瑁螺鈿八角箱

ことが知られる。明治の修理は当時剝落離脱していた瑤瑁螺鈿はすべて新補しているが、今これらの殘闕殘片を復原的に配置すれば、瑤瑁貼はその過半、螺鈿莊は約三分の一の旧物が存することが知られる。(この瑤瑁螺鈿八角箱につ

伎楽面 第六〇号（図版13・14）

伎楽面第六〇号（図版13・14）

伎楽醉胡王面と推定されるもので、今その鼻頭を矧目より離脱失なわれている。南倉第二〇六号櫃に納める箱及几残材中に、胡粉塗桐材の小片が存し、その形や大きさがあたかも献物几の脚を思わせるところから、従来献物几華足の一種ではなからうかといわれていた。今回鼻頭

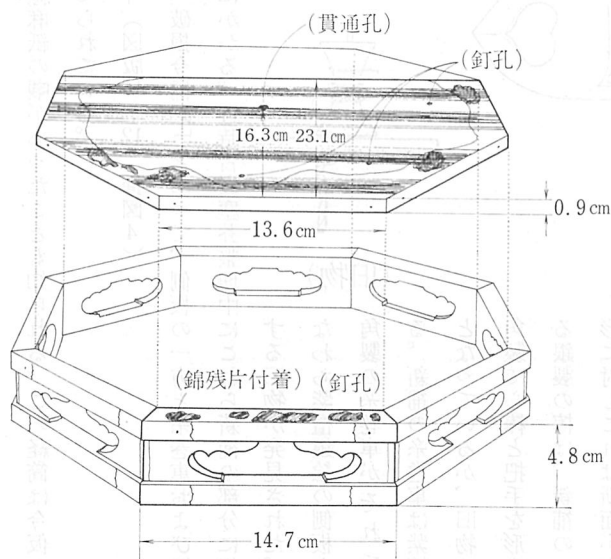


插图 5

蓮池(図版15・16 挿図5)

周に起伏ある池塘をめぐらした不整形の池中に白砂貝殻を布置し、中央に洲浜形を作り出し、それより蓮花蓮葉を生ぜしめた仏前供具の蓮池として意匠を凝らしたものである。金銅茎の他はすべて木彫、池は彩色を施し、蓮花蓮葉は黒漆塗に金銀箔を押す。

中倉第七号櫃雜材中に八角形の檜板存し、また南倉第二〇六号櫃箱

及几残材中に床脚一片あり、共に本蓮池床脚の残闕と考えられるものである。八角板はその三分の一を欠くが、表面は墨を以て斑文を描いて黒柿に擬したいわゆる仮黒柿である。そして表面には不整形な池形の痕跡を残し、また数箇所に釘孔がある。この池形は蓮池の輪廓と合致し、釘孔の位置も相合う。これにより蓮池は仮黒柿の板上に固着していたことを示している。なお池形輪廓外の間地には錦を貼りめぐらした痕をとどめる。次に床脚は八角の一边が存するだけであるが、黒柿製で格狭間を透し、帖角には金箔を押し唐草文様の彩絵を施し金具に擬した意匠をこ

らしたものである。この床脚上面にも錦を貼った痕があり、前記仮黒柿八角板が床脚に嵌め込んだ天板であることを知る。以上により蓮池は華麗なる床脚の上に安置されていたことが知られるのである。
なお中倉献物几中の蘇芳地六角几および南倉二〇六号櫃雑物中の六角几甲板にそれぞれ「七茎金銅花座 天平勝宝四年四月九日」の銘識があり、いずれも蓮花を飾る台座だけ残すが、この蓮池もおそらく大仏開眼会供具の一であろう。

木 簡 四枚 (図版17・22)

木簡はすでに御物目録中倉の部に雑札として登録されているもの五枚と、同じく中倉金銅火舎に付属する一枚とであるが、今度新たに残材中において発見したものは次のとおりである(挿図6、7)。すべて墨書、(切込)とあるのは野引の痕である。

第一号 一枚 杉、長八〇糎、幅六・八糎、厚〇・八糎 (図版17・18)

(表)

目下 函老合 長一尺二寸 純金 牙床脚 以四年正月七日返

右依大 今月七日宣 勅立物所付日置浄足

上座

真珠廿丸

水精玉十三丸

樟上纏籐

琥珀卅二丸 相恋子十九

水精合子合

紫 綬

赤

銀小壺一合

惣納

地錦裏

(裏)

物所 可検定 上毛野君真人

三綱都那仙主

管加岐

前

破壊之

第二号 一枚 杉、長七六種、幅六種、厚〇・六種 (図版19)

(表) ☐ 平宝字五年 ☐ 日検納 金銅鞮鞆帶壹 ☐

☐ 月一日 右壳料充 ☐

右自三綱所 ☐

(裏) 墨書磨損読めず

第三号 一枚 杉、長一〇三種、幅七・五種、厚〇・七種 (図20・21)

(表) 中火炉式具

竈拾式口 右為 ☐ 磨下付 ☐ 三嶋船長

(裏) 都維那 ☐ ☐

可信洞泰

☐ 葛 ☐ 足 ☐ (庸カ)

第四号 一枚 杉、長一〇二種、幅六種、厚〇・七種 (図版22)

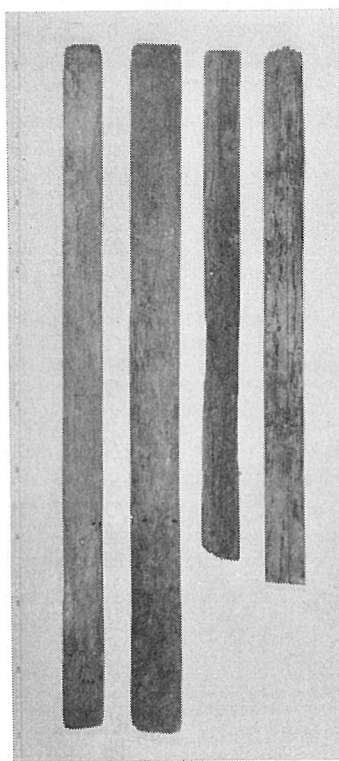
(表) ☐ 泰

☐ 少判官葛井連荒海

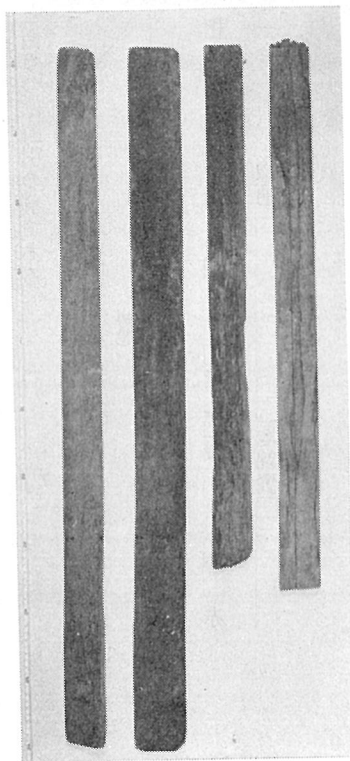
☐

史生大和虫麻呂

☐ (倉人カ) 志斐枚万呂

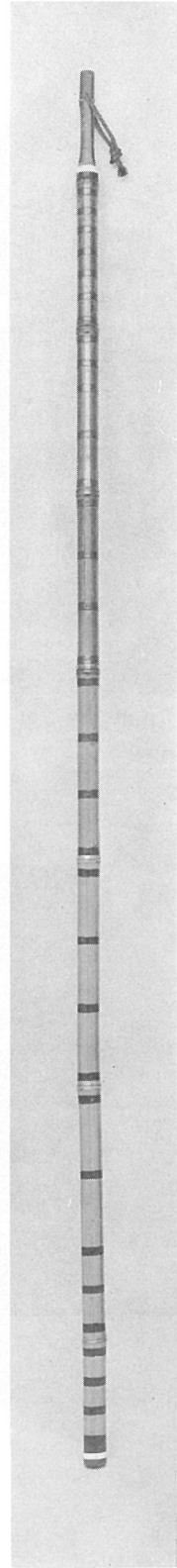


挿図7 木簡全姿 裏

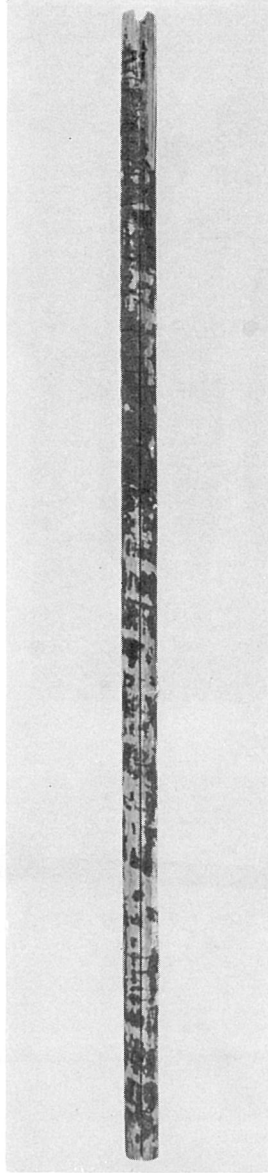


挿図6 木簡全姿 表

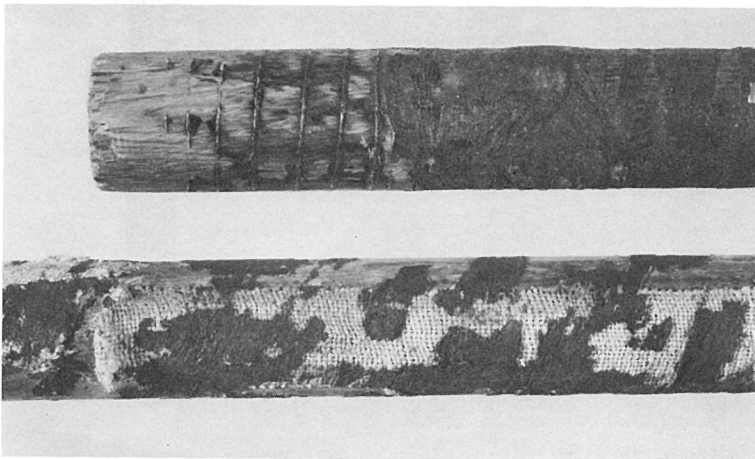
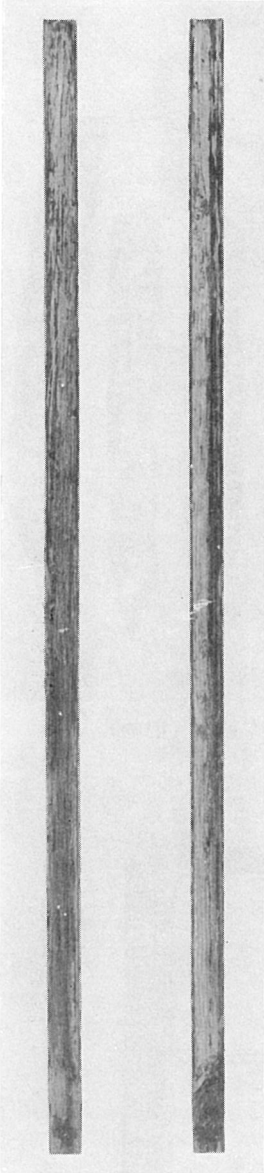
(1) 呉竹鞘御杖刀



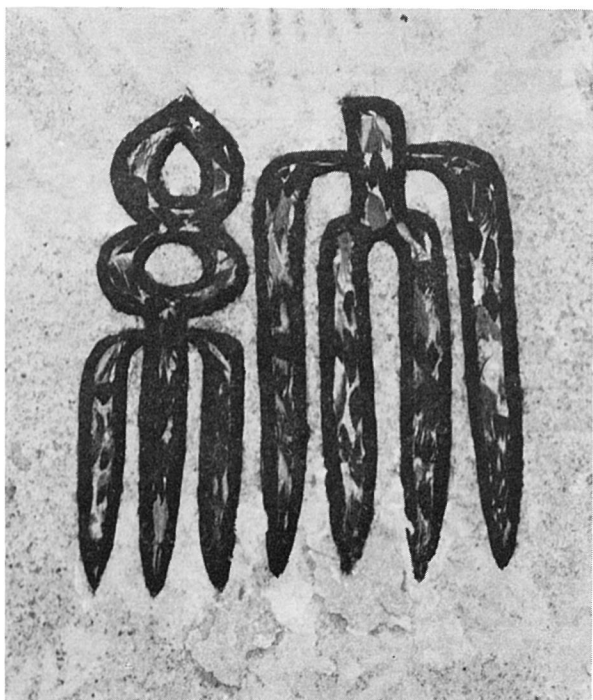
(2) 呉竹鞘御杖刀残材(身鞘) 全姿(旧物)



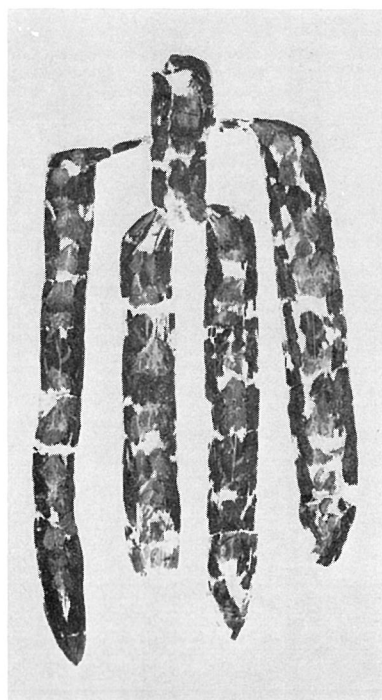
(3) 同右 展開図



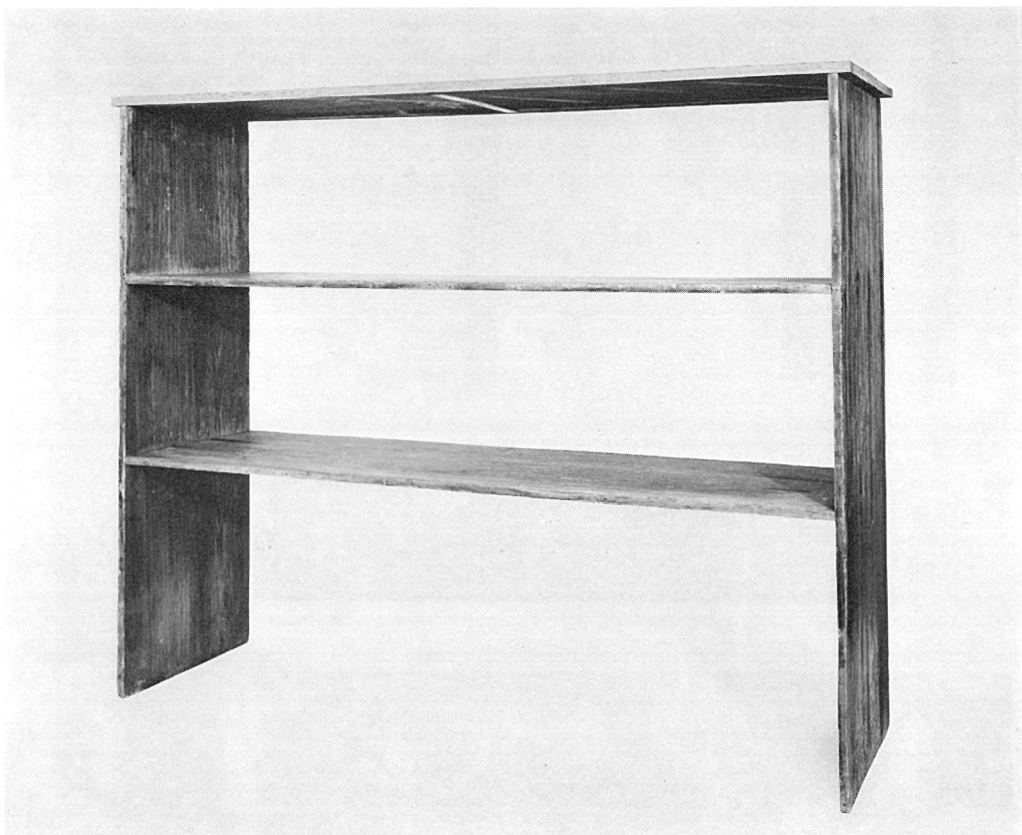
(4) 同上 部分(原寸大)



(5) 鳥毛篆書屏風 部分 (現状)



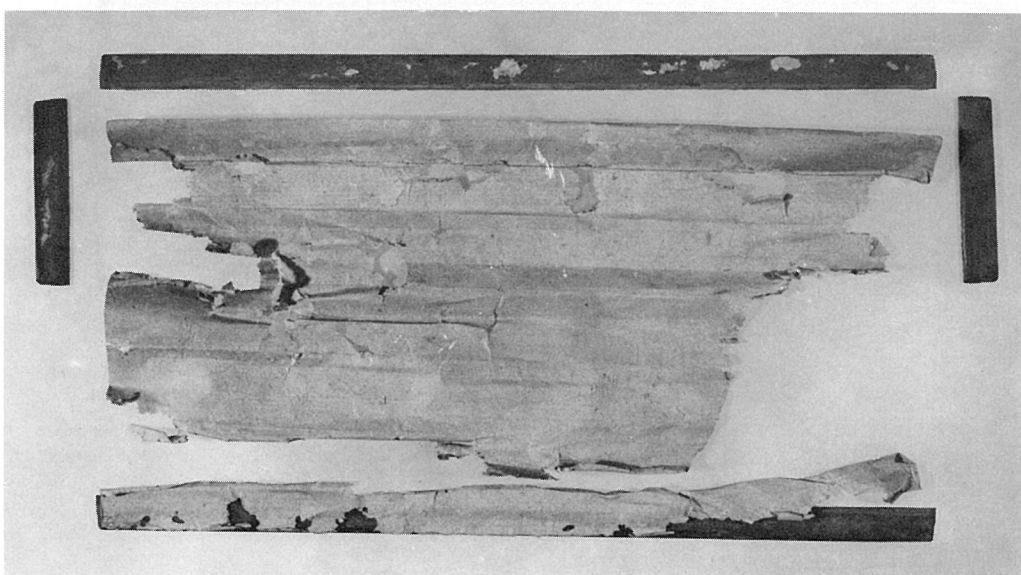
(6) 同左残片 (旧物)



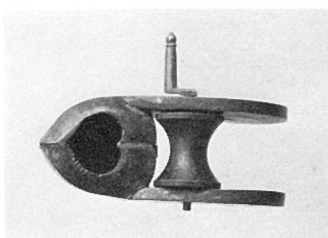
(7) 棚厨子



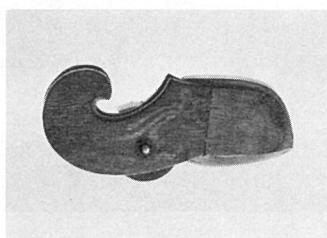
(8) 沈香末塗経筒 俯瞰



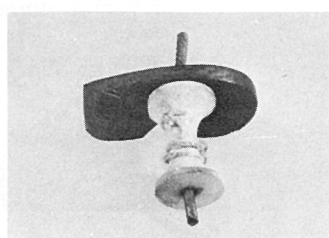
(9) 同上 立上り及紙嚙残材 (旧物)



(10) 紫檀銀絵小墨斗 俯瞰



(11) 同左 側面



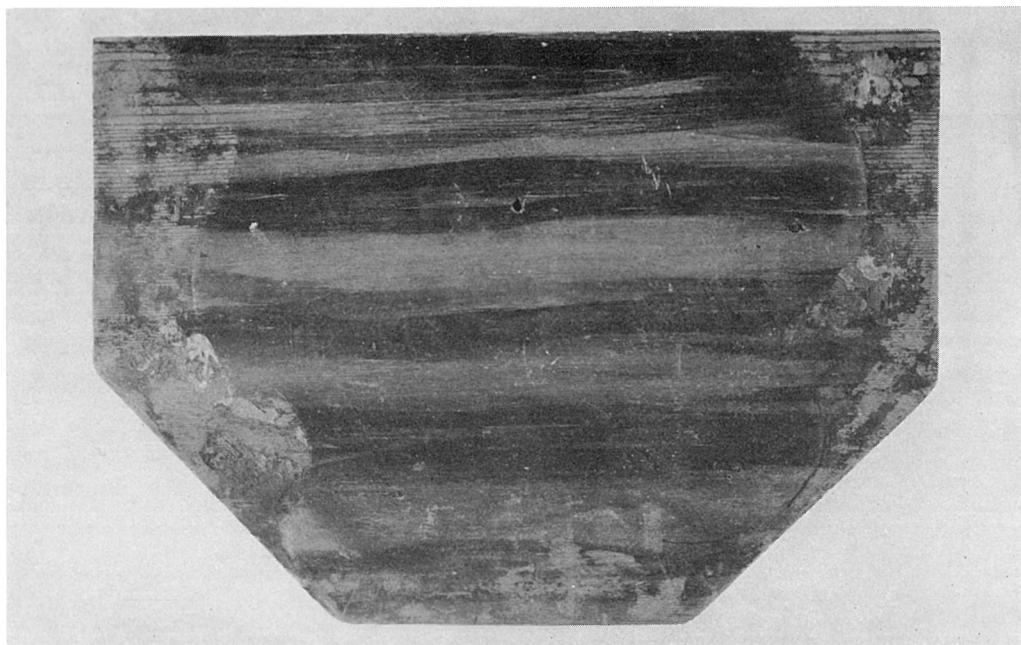
(12) 同左残材 (旧物)



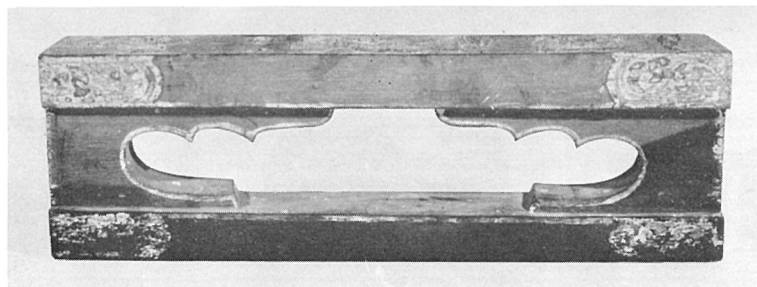
(14) 同右 (復原)



(13) 伎楽面 第60号 (現状)

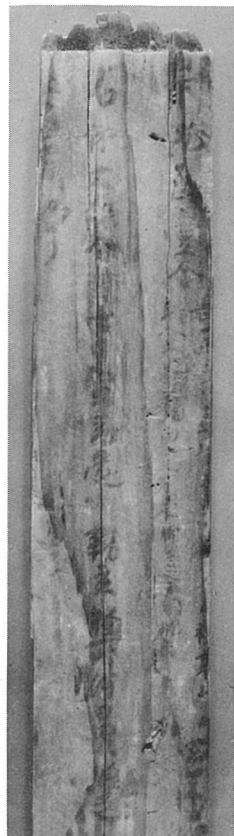


(15) 蓮池甲板残材 縮尺 $\frac{1}{3}$



(16) 蓮池台脚残材 縮尺 $\frac{2}{3}$

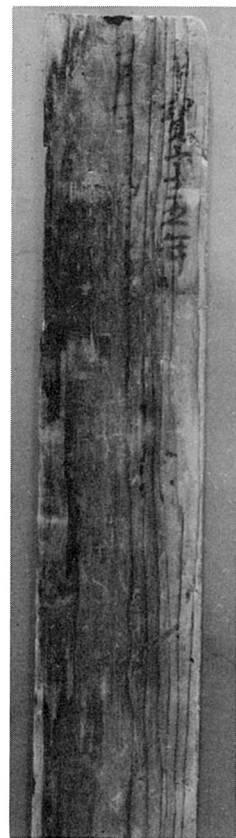
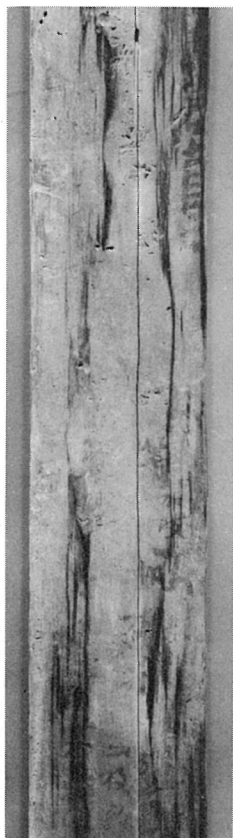
(17) 木簡 第一号 表



同

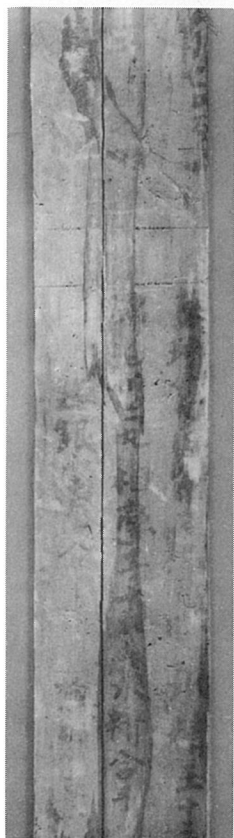
同

(19) 木簡 第二号 表



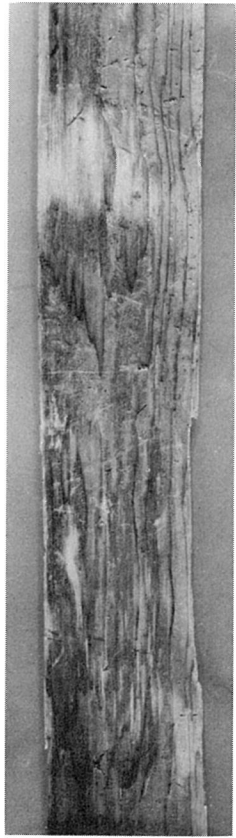
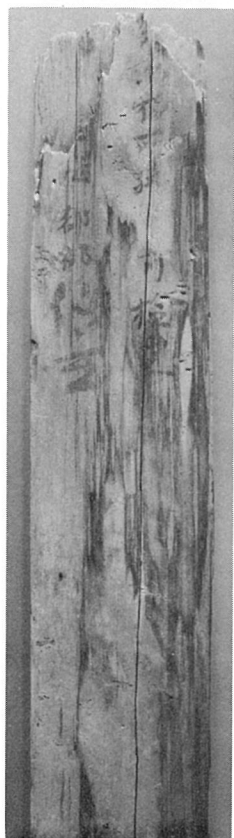
同

(18) 木簡 第一号 裏

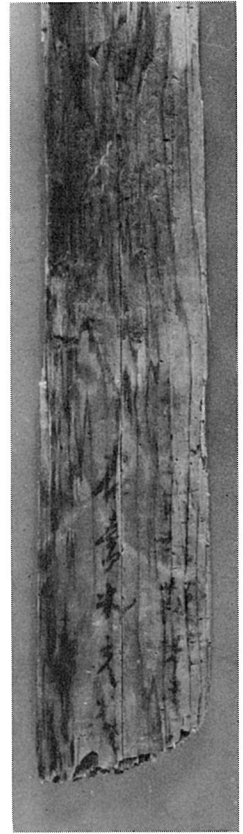


同

同



同



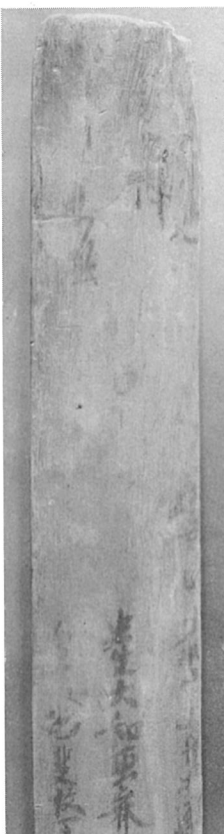
20) 木簡 第三号 表



21) 木簡 第三号 裏



22) 木簡 第四号 表



同



同



正 誤

資料紹介「実躬卿記」の「表一日次記」

〔乾元元・三・六カ〕三・卅の項(53ページ)

A欄に⑩を、備考欄に「A⑨⑩は重複」を加へる。

〔乾元元・四・一〇四・廿九の項(54ページ)

A欄に⑨⑩を、備考欄に「A⑨⑩は重複」を加へる。

〔乾元元・五・一〇六・廿六の項(54ページ)

A欄に⑨⑩を加へ、備考欄を左の如く改める。

〔後欠〕、A⑨⑩は重複、但しA⑨は六・廿九まであり」

「正倉院残材調査報告」の図版(13)を、左図に改める。

二版 (正倉院残材調査報告 四)

